

役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人幸友会（以下「法人」という。）の定款第21条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、報酬は支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等が、その職務のために出張したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(公表)

第5条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条

この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人幸友会（以下「法人」という。）の定款第8条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬等の支給)

第2条 評議員には、報酬は支給しない。

(費用弁償)

第3条 評議員が、その職務のために出張したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(公表)

第4条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月17日から施行する。